

令和元年度 甌地域精神障害者受診旅費等助成金 評価表 NO. 22

所管部課名	障害・社会福祉課	担当者	徳田					
事務事業名	甌地域精神障害者受診旅費等助成金							
根拠法令	薩摩川内市甌地域精神障害者受診旅費助成金交付要綱							
補助経過年数	1年以上5年以下							
令和元年度 予算額	国県支出金	一般財源	その他					
	102千円	102千円	千円					
	その他の内容							
	指標名	目標値	目標年度					
成果指標①	甌地域に居住する精神障害者の医療機関受診における経済的負担の軽減	対象者の80%利用	令和6年度					
成果指標②								
補助対象者	自立支援医療費（精神通院）受給者証の交付を受けた甌地域に居住する者で、指定医療機関を受診したもの							
補助対象経費	医療機関受診のために要した甌地域の各港と川内港又は串木野新港間の船舶旅客運賃相当額							
補助対象事業・活動の内容	甌地域に居住する精神障害者が、甌地域以外の医療機関受診のために必要な旅費の一部を助成することにより、地理的条件による経済的負担の軽減を図り、精神障害者の治療を促進するもの							
	分類	<input type="checkbox"/> 運営補助のみ <input type="checkbox"/> 事業補助のみ <input type="checkbox"/> 運営補助と事業補助の両方 <input checked="" type="checkbox"/> その他						
補助金額又は補助率	対象経費の1/2							
上記項目の積算方法								
補助を受ける3年事業の決算状況等の	項目	平成28年度		平成29年度		平成30年度		
		金額（円）	割合（%）	金額（円）	割合（%）	金額（円）	割合（%）	
	収入	自己資金	0		24,800	52.5%	23,930	54.6%
		会費収入				0.0%		0.0%
		事業収入				0.0%		0.0%
		船舶旅費自己負担			24,800	52.5%	23,930	54.6%
		市助成金			22,400	47.5%	19,900	45.4%
		(前年度繰越金)				0.0%		0.0%
		計	0		47,200	100.0%	43,830	100.0%
	支出	事業費				0.0%		0.0%
		人件費				0.0%		0.0%
		その他事務費				0.0%		0.0%
		船舶旅客運賃			47,200	100.0%	43,830	100.0%
						0.0%		0.0%
		(翌年度繰越金)				0.0%		0.0%
		計	0		47,200	100.0%	43,830	100.0%
	支出計/前年度支出計							92.9%
自己資金/前年度自己資金							96.5%	
翌年度繰越金/市補助金							0.0%	
交付件数			15		22			
成果指標の推移①			4		7			
成果指標の推移②								
特記すべき事項等	精神障害者にとって地域で生活していくうえで一番大事なのは定期的な受診である。甌地域に居住する精神障害者の方は、甌地域に精神に関する医療機関がないため本土地域で受診する必要があるが、フェリー代・宿泊費等経済的負担が大きいため自己判断で定期受診を控える方が多い現状がある。甌各港と川内港間、串木野新港間の船舶旅客運賃相当額の2分の1を助成することで経済的負担の軽減を図り、かつ定期的な受診の機会を促進することで安定した地域生活を送れるよう支援するため、助成金を交付するもの。							

〈補助金の視点別評価〉

【主管課評価・・・A=合致、B=概ね合致、C=課題あり】

要件	項目	評価	評価した内容についての説明
公益性	補助の対象となる事業又は補助を受ける団体等の活動が、直接又は間接に、不特定多数の市民の福祉の向上及び利益の増進に寄与している。	A	甌地域に居住する精神障害者について、住み慣れた地域での生活定着に向けた支援に寄与している。
必要性	特定の目標・成果の達成に向けた、団体等への支援や社会的弱者の救済、地域的ハンディ等への支援が必要である。	A	甌地域に居住する精神障害者の方は、甌地域に精神に関する医療機関がないため本土地域で受診する必要がある。地理的ハンディがあり、支援が必要である。
有効性	達成しようとする目標・成果が市民ニーズに合致しており、かつ、その目標・成果の達成に向けて、適切な効果を生じている。（その目標・成果を測るための適当な効果指標の設定がなされている。）	A	甌地域に居住する精神障害者の医療機関受診における経済的負担の軽減になっている。
適格性及び妥当性	① 補助の対象となる事業について、行政が直接実施するよりも、行政以外の者が行う方が適当であると明確に認められる。	A	船舶旅客運賃の障害者割引制度もあるが、更に市が助成することで、定期的な受診の機会の促進につながる。
	② 特定の目標・成果の達成に向けて、当該補助金等の交付以外に適当な政策手段がないか、又は当該補助金等の交付が最も適当な政策手段であると明確に認められる。	A	旅費の一部を助成するのが最も適当な政策手段である。
	③ 補助率又は補助額が、明確な根拠によって積算されたものであり、かつ、社会経済情勢に照らし、著しく妥当性を欠く水準とはなっていない。（交付要綱の補助基準）	A	補助率は対称経費の1/2であり、適当なものである。

〈補助金の見直し結果〉

内部評価（一次）結果	≪今後の改革の方向性≫ <input checked="" type="checkbox"/> 現状のまま継続 <input type="checkbox"/> 見直しの上で継続 ⇒ 今後の方向性 <input type="checkbox"/> 充実 <input type="checkbox"/> 移管・統廃合 <input type="checkbox"/> 縮小 <input type="checkbox"/> 休止・廃止	外部評価結果	≪視点別評価≫ 公益性           ⇒ <input type="checkbox"/> 高い <input type="checkbox"/> 低い 必要性           ⇒ <input type="checkbox"/> 高い <input type="checkbox"/> 低い 有効性           ⇒ <input type="checkbox"/> 高い <input type="checkbox"/> 低い 適格性・妥当性 ⇒ <input type="checkbox"/> 高い <input type="checkbox"/> 低い
	≪上記方向の理由≫ 精神障害者にとって地域で生活していくうえで一番大事なのは、定期的な医療機関受診である。経済的な負担軽減を図るためにも、現状のまま継続していきたい。		≪今後の改革の方向性≫ <input type="checkbox"/> 現状のまま継続 <input type="checkbox"/> 見直しの上で継続 ⇒ 今後の方向性 <input type="checkbox"/> 充実 <input type="checkbox"/> 移管・統廃合 <input type="checkbox"/> 縮小 <input type="checkbox"/> 休止・廃止
	≪改革・改善の内容とそれを実施していくための手段・計画≫ 手帳所持者のうち、甌地域に居住する精神障害者に定期的な利用申請を促す。		≪まとめ≫

薩摩川内市告示第42号

薩摩川内市甑地域精神障害者受診旅費助成金交付要綱を次のとおり定める。

平成29年2月10日

薩摩川内市長 岩切秀雄

薩摩川内市甑地域精神障害者受診旅費助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、薩摩川内市補助金等基本条例（平成18年薩摩川内市条例第40号。以下「条例」という。）第4条第1項の規定に基づき、及び条例を実施するため、薩摩川内市甑地域精神障害者受診旅費助成金（以下「助成金」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(交付の目的)

第2条 市長は、甑地域に居住する精神障害者が、当該地域以外の医療機関における精神障害に関する受診（以下「医療機関受診」という。）のために必要な旅費の一部を助成することにより、地理的条件による経済的負担の軽減を図り、もって精神障害者の治療を促進することを目的に、予算の範囲内において助成金を交付する。

(助成対象者)

第3条 助成の対象となる者（以下「助成対象者」という。）は、第6条の規定による助成金の申請時において、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 自立支援医療費（精神通院）受給者証の交付を受けた者で、当該受給者証に記載してある指定医療機関を受診したものであること。
- (2) 現に本市の甑地域に居住し、当該地域に居住するものとして住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第5条の規定に基づき本市が備える住民基本台帳に記載されていること。

(助成対象経費)

第4条 助成の対象となる経費（以下「助成対象経費」という。）は、医療機関受診のために要した甑地域の各港と川内港又は串木野新港間の船舶旅客運賃相当額（離島割引適用後の高速船運賃往復額を上限とする。）とする。

(助成金の額)

第5条 助成金の額は、前条の対象経費に2分の1を乗じて得た額（当該額に100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とする。

(助成金の申請)

第6条 助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、甑地域精神障害者受診旅費助成申請書（様式第1号）に旅客運賃の領収書その他関係書類を添えて、市長に申請するものとする。

2 前項の規定による申請は、受診した日の属する月の翌月の初日から3箇月以内に行わなければならない。

(交付の決定等)

第7条 市長は、前条第1項の申請書を受理したときは、その内容を速やかに審査し、助成の可否を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定により助成の可否を決定したときは、その旨を甑地域精神障害者受診旅費助成金交付（不交付）決定通知書（様式第2号）により、当該申請者に通知するものとする。

(助成金の返還)

第8条 市長は、偽りその他不正な手段により、助成金の交付を受けた者があるときは、当該助成金の全部又は一部の額を返還させることができる。

(成果)

第9条 この助成金の交付を通じて得ようとする成果は、甑地域に居住する精神障害者の医療機関受診における経済的負担の軽減とする。

(見直しの期間)

第10条 助成金に係る条例第4条第1項の市長が定める期間は、3年とする。

(効果の測定)

第11条 助成金に係る条例第4条第2項第1号に定める効果は、申請件数及び甑地域内自立支援受給者証所持者数を指標に用いて測定するものとする。

(助成金の交付を受けた者の責務)

第12条 助成金の交付を受けた者は、本市の障害福祉政策の円滑な実施に積極的に協力するよう努めるものとする。

(その他)

第13条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

1 この告示は、平成29年4月1日から施行する。

2 この告示による助成は、この告示の施行の日以後に生じた助成対象経費について適用する。